

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令 …………… 福利・給与課 1頁

訓 令

教委訓7号

県立学校

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成28年4月18日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和54年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

学校教育技術員	作業服（上下）	1	2	
	夏シャツ	1	2	

」 を

「

学校教育技術員	作業服（上下）	1	2	
	夏シャツ	1	2	
	防寒着	1	6	

」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社